

比較法研究

2010

医療事故による損害の賠償
責任の法理と賠償の確保

比較法学会

有斐閣

72

目 次

☆シンポジウム

- | | | | |
|--------------------------------|---------|-------|----|
| 医療事故による損害の賠償——責任の法理と賠償の確保—— | | | |
| 総論 | 学習院大学 | 野村豊弘 | 2 |
| 医療事故に関するニュー・ジーランド法の対応 | | | |
| | 学習院大学 | 水野謙 | 10 |
| 医療事故による損害の賠償：スウェーデン法 | | | |
| | 北海学園大学 | 千葉華月 | 25 |
| 医療事故による損害の賠償 フランス | | | |
| ——責任の法理と賠償の確保—— | | | |
| | 明治学院大学 | 高山奈美枝 | 38 |
| アメリカ | 神戸大学 | 手嶋豊 | 54 |
| 日本における医療事故被害救済の法理と制度 | | | |
| | 明治大学 | 新美育文 | 65 |
| オーストリアの患者補償基金制度…早稲田大学 浦川道太郎 80 | | | |
| ドイツの医療事故鑑定委員会・調停所の活動状況と実績 | | | |
| ——日本医師会医師賠償責任保険制度の活動と対比しながら—— | | | |
| | 弁護士畔柳達雄 | 88 | |
| 医学からのコメント 福岡女学院大学澤口聰子 105 | | | |

☆ミニ・シンポジウム：懲罰的賠償の現在

- アメリカ……………北海道大学 会沢 恒・110
懲罰的賠償の現状——ニュージーランドおよびイングランド
……………帝塚山大学 佐野 隆・116
フランス……………神戸学院大学 廣峰 正子・122
近年の日本における懲罰的賠償論
……………弘前大学 吉村 顯真・129

☆ミニ・シンポジウム：ヨーロッパにおける法統合の新たな展開

- | | | | |
|--------------|------|-------|-------|
| —人権保障を中心として— | | | |
| 問題の提起 | 上智大学 | 滝 沢 | 正・138 |
| 欧州連合法の視点から | 明治大学 | 西蓮寺 隆 | 行・141 |
| 欧州人権法の視点から | 愛知大学 | 小 林 真 | 紀・147 |
| 構成国法の視点から | 上智大学 | 滝 沢 | 正・156 |
| 国際法の視点から | 三重大学 | 洪 惠 子 | ・163 |

☆ミニ・シンポジウム：法整備支援からみた新比較行政法学の展開

- ## 行政法整備支援の「メタ理論」と比較行政法への示唆 名古屋大学 市橋 克哉・170

- ドイツの行政法整備支援と行政法学の揺らぎ
..... 専修大学 白藤 博行・177
- アメリカの中国行政法整備支援と中国行政法の発展
..... 龍谷大学 本多 滉夫・184
- 日本のウズベキスタン行政手続法整備支援の経験
..... 琉球大学 徳田 博人・190

☆英米法部会

- ヘイト・スピーチ規制論における批判的人種理論
..... 同志社大学 桧垣 伸次・196
- 行政上の組織・活動形式の多様化とイギリス司法審査
..... 成蹊大学 北島 周作・197
- ブラウン判決（1954年）による遺産の再検討
——同判決に対する批判的評価の検討を中心として——
..... 北海道教育大学旭川校 粕岡 宏成・198

☆大陸法部会

- 代理権濫用と相手方保護範囲
——ドイツにおける過失相殺的処理の諸議論を参考に——
..... 下関市立大学 平山 也寸志・199
- ドイツにおける機関訴訟とその理論的基礎
..... 首都大学東京 門脇 雄貴・200

☆社会主義法・アジア法部会

- イスラーム離婚法改革の論理とその特質
——マレーシアを事例として——
..... 国際協力機構 桑原 尚子・201
- タイにおける担保制度の性格と問題点
..... 高知短期大学 西澤 希久男・202
- 中国の侵權責任法（不法行為法）の概要と比較法的特徴
..... 静岡大学 朱暉・203

[学会記事] 205